

■入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

NO	書類名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)		
1	入札説明書	維持管理業務の資格	7	2	1	(3)			エ	維持管理業務を行うにあたって必要な資格について、貴市で想定されているものがあればお示ください。また、資格者については、各校に配置するのではなく、維持管理業務全体として責任者又は担当者には有資格者を配置すればよいとの理解でよいでしょうか。	ご提案にお任せいたします。
2	入札説明書	市内業者への配慮	9	2	3					市内業者への配慮とありますが、構成企業の下請けとして事業に参画する協力企業の場合、企業数が多数となるため、参加申請時に届け出をしていなくても、提案時に関心表明書等を添付すること等により評価の対象となる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	詳細提案校について	-	-	-	-	-	-	-	詳細提案校計画書に記載の2校についてご教示ください。	糸崎小学校及び本郷中学校となります。詳細は貸与する図面によりご確認ください。
4	入札説明書(修正版)	1 入札参加者の備えるべき参加時 資格要件 (3)業務を遂行する構成企業に関する 参加資格要件	7						イ (エ)	自治体とリース会社が賃貸借契約を行い、そのリース会社と「学校の校舎棟全体の空調設備の施工」について、元請として請負契約を締結した場合は、「施工の元請としての施工実績」を有すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書(修正版)	1 入札参加者の備えるべき参加時 資格要件 (3)業務を遂行する構成企業に関する 参加資格要件	7						イ (エ)	「施工の元請としての施工実績」について、今後施工が完了する「学校の校舎棟全体の空調設備」の工事に関して、本件でいうところの施工実績を有すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	維持管理業務の頻度等	34	6	3					維持管理業務において、シーズンイン点検年2回以外は具体的に業務実施頻度等は示されていませんが、清掃やその他の点検等の頻度や内容は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	事業契約書(案)	事前調査	10	3	1	(16)	3	-	-	最終行の「第34条第3項」について、該当する条項がありません。	16条3項に「第34条第3項」とあるのを、「第34条第1項」に修正いたします。

■入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

NO	書類名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第	数	(数)	数	カ+	(カ+)		
8	事業契約書(案)	甲の請求による設計の変更	11	3	2	(20)	4	-	-	最終行の「第34条第4項」について、該当する条項がありません。	20条4項に「第34条第1項及び第3項」とあるのを、「第34条第1項」に修正いたします。
9	事業契約書(案)	工事の施工	13	4	1	(23)	4	-	-	要求水準書「3.3.(1).オ」と同様に、無償での使用をお願いいたします。	「甲の書面による事前の承諾を得た場合には、有償で使用できるものとする。」を「甲の書面による事前の承諾を得た場合には、無償で使用できるものとする。」に修正いたします。
10	事業契約書(案)	完工検査	13	4	1	(25)	-	-	-	要求水準書と合わせ、「完了検査」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「完工検査」を「完了検査」に修正いたします。
11	事業契約書(案)	施工に伴う近隣対策等	15	4	1	(28)	6	-	-	「本事業を行うこと自体に起因しない近隣住民の反対運動等」とは、どのような事案が想定されるでしょうか。	「本事業を行うこと自体に対する近隣住民の反対運動等」は、空調を設置すること自体に反対すること等を意味します。したがって、「本事業を行うこと自体に起因しない近隣住民の反対運動等」とは、空調設置自体に対するものではなく、工事中の騒音や振動等に関するもの、事業者等に生じている本事業とは無関係の紛争に関するもの等を想定しています。
12	事業契約書(案)	アスベストの処理等	16	4	1	(30)	1 2	-	-	費用については、別途協議をお願いいたします。	原文のままとします。
13	事業契約書(案)	独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除	31	10	-	(56)	5	2	-	「第73条第4項」について、該当する条項がありません。	「第73条第4項」とあるのを「第55条4項」に修正いたします。

■入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

NO	書類名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	第	数	(数)	数	カナ	(カナ)		
14	事業契約書(案)	不可抗力事由に基づく解除	35	10	-	(60)	3	-	-	「第66条」「第67条」の規定は、本条文の内容と異なるようですが、問題ないでしょうか。	「第66条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価及び第67条の規定に基づく維持管理のサービス対価」とあるのを「第51条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価及び維持管理のサービス対価」と修正いたします。
15	事業契約書(案)別紙	別紙10 支払金額等	25	-	2	(1)	-	-	-	事業費検討のため、新規設備の引渡し後に支払われるサービス対価の割合をご教示いただけないでしょうか。	別紙10の該当部分を修正します。 なお、設計・施工等のサービス対価は全額を一括で支払うことを想定しており、様式集も併せて修正いたします。
16	様式集	各企業押印について	-	-	-	-	-	-	-	各企業の押印は「社長印」,「貴市入札参加資格を有する事業所の所長印」,「本事業を実施する予定の事業所の所長印」等、指定があればご教示ください。	「実印」または「三原市入札参加資格者名簿登録時に提出した使用印鑑届の印」を想定しています。
17	落札者決定基準	各企業押印について	8	3	3	(3)	2	-	-	評価項目(1)の評価視点で、「51校の設計・施工を短期間で行うため、…」とありますが、対象校数は30校ですので、「30校の設計・施工を短期間で行うため、…」と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。